

県土整備局工事に係る土砂検定基準

土壌汚染対策については、「土壌の汚染に係わる環境基準について（平成3年8月23日環境庁告示第46号）」、「土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年10月17日条例第35号）」に基づき実施することとしているが、県土整備局で土砂を搬出する工事に関しては本基準を併せて適用する。

1 検定試験対象工事

- (1) 土壌汚染対策法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地、同敷地として使用されていた土地、同敷地でないことが確認できない土地及びその他土壌汚染のおそれがある土地の土砂を掘削し、搬出する工事。
- (2) 河川等（河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共の用に供される水路（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道であって、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。））において土砂を掘削し、搬出する工事。
ただし、(1)に該当しない工事であってかつ神奈川県県土整備局事業管理部建設リサイクル課長が別に定める工事に該当するものにあつては、検定対象工事から除外できるものとする。
- (3) (1)及び(2)に該当しない工事であつてかつ1,000 m³以上の土砂を掘削し、搬出する工事。

2 採取方法

- (1) 1の(1)及び(3)の工事にあつては、掘削面積900 m²毎に1箇所（5地点均等混合法）とし、使用施設、保管施設などの場所が特定できる場合は、その場所で掘削面積100 m²毎に1箇所とし、別紙1を参考とする。
- (2) 1の(2)の工事にあつては、流下方向に50m毎、横断方向に50m毎に1箇所とし、別紙1を参考とする。
- (3) 各地点における採取方法及び写真管理については、別紙1を参考とする。

3 評価基準、測定方法及び対応

- (1) 対象とする特定有害物質は土壌汚染対策法施行令第1条第1項に掲げる物質及び銅とする。
- (2) 前号に定める特定有害物質の評価基準及び測定方法は、別紙2のとおりとする。
- (3) (1)以外の有害物質が懸念される土地の土砂については、関係法令に従い検定試験を行うこととし、測定項目等は、関係環境部局と協議する。

(4) 検定試験の結果、基準値に適合しない土砂については、関係環境部局等と十分協議し適切に処理する。

4 その他

(1) 検定機関は、公共機関、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関又は計量法に基づく計量証明事業登録を受けた事業者による。

(2) ア) 検定試験は、試料採取後、速やかに実施すること。

イ) 検定試験結果の有効期限は、試料採取日から2年間以内とする。

(3) 受入地が基準等を設けている場合は、その基準等による。

(4) 工事間利用については、この基準に拠らず別途事業者間で調整する。

(5) 土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査を実施した結果、同法施行規則第28条第1項及び第2項に規定する基準(土壤汚染状況調査の対象となる土地の土壤の特定有害物質による汚染状態に係る基準)に適合する土地の土砂を掘削して搬出する工事は、この基準による検定試験の対象から除外することができる。

(6) 災害による緊急工事などは、この基準の適用を除外することができる。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成26年9月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和元年6月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から適用する。